

事務連絡
令和3年5月14日

各都道府県バス協会
専務理事様

公益社団法人日本バス協会
総務部

新型コロナウイルス感染症対策に係る出勤者数の削減等及び
緊急事態宣言の区域の追加を受けた対応について（依頼）

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和3年5月7日及び5月14日の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）の変更等に伴い、下記1. のとおり、出勤者数の削減及びその実施状況の具体的な取組方法等について、また、下記2. のとおり、緊急事態措置を実施すべき区域の追加を受けた対応について、それぞれ周知依頼がありましたので、各都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

記

1. 出勤者数の削減及びその実施状況の具体的な取組方法等について

去る5月7日に開催された第63回新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、出勤者数の削減に関し「経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。」ことが規定されました。

これに関して、今般、別添1のとおり、国土交通省自動車局を通じ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、出勤者数の削減に関する実施状況の公表の具体的な取組方法、留意事項等についての周知依頼がありましたので、傘下会員事業者に対し、出勤者数7割削減の実施及びその実施状況の公表等について周知をお願いいたします。

なお、後述のとおり、バスは「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として位置づけられていることから、バス運行以外の事務員等について可能な範囲で出勤者数の削減にご協力をお願いいたします。

《添付資料》

別添1-① 国土交通省自動車局 事務連絡（R3.5.14付け）
（新型コロナウイルス感染症対策に係る出勤者数の削減について（依頼））

別添1-② 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡（R3.5.12付け）
（出勤者数の削減に関する実施状況の公表について）

別添 1-③ 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡 (R3.5.7 付け)
(出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について)

2. 緊急事態措置を実施すべき区域の追加を受けた対応について

5月14日に開催された第64回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき緊急事態措置を実施すべき区域に、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更が行われること等が決定し、これに伴い基本的対処方針が変更されました。

これらを受けた対応について、別添2のとおり国土交通省自動車局旅客課長より依頼がありましたので、関係する各都道府県バス協会におかれましては、傘下会員事業者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

基本的対処方針においては、バスについては、引き続き、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」とされており、緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県(※1)は、人の流れの抑制につなげる観点から、バス等の交通事業者に対して、終発の繰上げ等、必要な協力の依頼等を行うものとする旨が定められております。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に属する都道府県(※2)においても、基本的な感染防止策等に加え、バス等の交通事業者に対して、終発の繰上げ等、必要な協力の依頼等を行う旨が定められております。

このため、緊急事態宣言の対象区域等に属する都道府県から、基本的対処方針に基づく協力依頼等があった場合には、利用者の利便性や車内感染を防ぐための混雑防止の観点、利用者への周知徹底にも配慮しつつ、適切に対応していただけますよう併せて周知をお願いいたします。

また、基本的対処方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備のほか、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策に万全を期するとともに、可能な限り事務員等のテレワーク等にも御協力いただけますようよろしくお願いいたします。

(※1) 令和3年5月16日時点で1都1道2府5県(北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県)。

(※2) 令和3年5月16日時点で10県(群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、愛媛県、熊本県及び沖縄県)。

《添付資料》

別添 2-① 国土交通省自動車局旅客課長 事務連絡 (R3.5.14 付け)

(新型コロナウイルス感染症緊急事態措置を実施すべき区域の追加を受けた対応について(依頼))

別添 2-② 基本的対処方針(令和3年5月14日変更)